

みなみから届ける環づくり会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、みなみから届ける環づくり会議（以下「環づくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 環づくり会議は、地域の行政、事業者、民間団体及び研究者が阿南市、那賀郡、海部郡及びこれらにまたがる地域における環境保全上の課題について分析、抽出するとともに、これに対して各主体の協働による実践的な環境保全活動を設定し、実施及び効果検証を行うことにより環境を保全、改善若しくは復元していくことを目的とする。

(事業)

第3条 環づくり会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 水及び大気環境の調査・研究及び保全活動の推進に関すること
- (2) 地球環境保全への地域社会全体での取組に関すること
- (3) 環境保全を目的とした地域活性化の方策に関すること
- (4) 環境教育の研究及び推進に関すること
- (5) 環境課題解決における参加協働の推進に関すること
- (6) 他の主体で行われている環境保全活動との連携や支援に関すること
- (7) その他会議の目的を達成するために必要な協議及び調整に関すること

第2章 会員

(会員)

第4条 環づくり会議の会員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって構成する。

- (1) 阿南市、那賀郡及び海部郡に事業所を持つ企業及び協同組合等
- (2) 阿南市、那賀郡及び海部郡に本部を持つ環境保全を目的とする特定非営利活動法人、地元自治組織その他任意の民間団体
- (3) 環境に関する専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関及び試験研究機関
- (5) 阿南市、那賀郡及び海部郡において運行している公共交通機関

2 環づくり会議事務局（以下「事務局」という。）は、第1項に規定する会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(責務)

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて環づくり会議の行う事業に積極的に参加するとともに、自ら環境保全に向けた取組に努めるものとする。

(入会)

第6条 環づくり会議への入会を希望するものは、所定の様式による申し込みをし、総会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、次の掲げる事由によって退会するものとする。

- (1) 本人の申出
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

2 前項第1号に該当する者は、1か月以上前までに書面で申し出るものとする。

3 会員の退会については申し出のあった者については、特にこれを妨げない。

4 環づくり会議の参加について適切でないと認められる者については、総会の過半数の賛成を経て除名させることができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 環づくり会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は総会において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合の選任においては前項の規定を準用する。

3 議長、副議長及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第10条 役員は次の各号に掲げるところにより、その職務を行う。

- (1) 議長は環づくり会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたるときは議長の指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 監事は環づくり会議の運営及び会計を監査し総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

2 役員が欠けたことにより、補欠として選出された役員任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は無報酬とする。

第4章 総会

(総会の構成及び招集)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に議長が招集する。また議長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 緊急を要する場合など対面による開催が困難な場合には、運営委員会の承認を得た上で、書面又は電子メールにより総会(以下「書面による総会」という。)を開催することができる。

4 議長は総会の議事を総理する。

5 議長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた副議長がこれにあたる。

6 議長は必要があると認める場合には、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第15条 総会における議決は各会員1個とし、総会の議事は出席した会員の過半数をもって成立する。ただし可否同数のときは議長が決する。

2 書面による総会の議決は、第1項の「出席した会員」を「回答した会員」と読み替えて準用する。

3 総会の目的事項たる事項について、役員、会員または専門部会長から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意または不同意の意思表示をしたときは、その提案を議決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(書面議決及び委任)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員はあらかじめ通知された会議に付議すべき事項について書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。

2 前項の場合、前2条の適用により当該会員は総会に出席したものとする。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更に関する事
- (2) 会員の入会及び除名に関する事
- (3) 役員を選任に関する事
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事
- (5) 事業報告及び収支決算並びにその変更に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項

(議事録)

第18条 総会の議事については記事録を作成し、議長が署名押印し、事務局に5年間備え置くものとする。

第5章 運営委員会及び専門部会

(運営委員会)

第19条 運営委員会の委員は、3名以上10名以内とする。

2 委員は、環づくり会議の会員又は会員である団体に属する者の中から議長が指名し、総会の承認を得ることとする。

3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は運営会議を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

6 運営委員会は必要に応じて委員長が招集し、議事を総理する。

7 委員がやむを得ない事由により運営委員会に出席することができない場合、代理人を出席させることができる。

(運営委員会の職務)

第20条 委員は、運営委員会を組織して次の事項を実施する。

(1) 総会に付議すべき事項の審議に関すること

(2) 総会の議決に基づく事業の実施に関すること

(3) 議長の運営に関する事項で運営委員会での議決が必要と認められた事項に関する
こと

(4) その他運営委員会が必要と認めた事項に関すること

(運営委員会の議決の方法)

第21条 運営委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 運営委員会の開催は、委員長が必要と認める場合は、書面又は電子メールにより行うことができる。ただしこの場合において、議決の方法は、第1項の「出席」を「回答」と読み替えて準用する。

(専門部会)

第22条 環づくり会議が実施する事業を円滑に推進するため、別表のとおり専門部会を設置する。

2 専門部会には部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置き、部会員の互選により選出する。

3 部会の名称、組織、所掌事務、構成員及び運営に関する事項については議長が別にこれを定める。

4 専門部会における意思決定については、ワークショップ形式により合意形成を図るものとする。

(専門講師)

第23条 環づくり会議が行う事業を円滑に実施するため、事業の分野に応じて会議に専門講師を置くことができる。

2 専門講師は、環づくり会議会議の実施する事業について、議長の指示により、専門的見地から企画立案への参画や事業実施についての指導を行う。

3 専門講師は環境に関する専門的知識を有する者で、運営委員会の議決を経て議長が選任する。

(推進員)

第24条 環づくり会議が行う事業を円滑に実施するため、企業等との連携強化を図るための推進員を置くことができる。

2 推進員は、環づくり会議が実施する事業について、議長の指示により、企業等と事務局との連携を図るとともに、各種事業に対する企画立案への参画や事業実施についての調整を行う。

3 推進員は、運営委員会の議決を経て議長が選任する。

(オブザーバー)

第25条 委員長及び部会長は事業を円滑に実施するため、専門的知識を有する者を、オブザーバーとして運営委員会及び専門部会に出席を依頼することができる。

(公開)

第26条 総会、運営委員会及び専門部会は公開を原則とする。

第6章 会計

(会計)

第27条 環づくり会議の経費については、原則として各会員の自己負担をもってこれに充てる。ただし、事業の際に補助金、助成金、寄付金及びその他の収入が得られる場合にはこれを充てるものとする。

2 上記の補助金及び助成金については、必要に応じ、会計規則を定めて執行する。

(会計年度)

第28条 環づくり会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 事務局

(事務局)

第29条 環づくり会議の事務を処理するため、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は議長が別に定める。

3 専門部会の庶務その他事務については、議長は別に事務局を定めてこれを処理させることができる。

4 事務局員は無報酬とする。

第8章 補則

(施行)

第30条 この規約に規定することの他、環づくり会議の運営、その他規約の施行に関して必要な事項は運営委員会の議決を経て議長が別にこれを定める。

(改正)

第31条 この規約は、会員の発議により、総会の議決を経て改正することができる。

(経過措置)

第32条 この規約の改正に際して、改正後最初の2年間については議長に元の代表コー

ディネーターを、また副議長には元のコーディネーターをこれに充てるものとする。

附 則 この規約は平成18年7月5日から施行する。

この規約は平成18年12月4日から施行する。

この規約は平成19年3月19日から施行する。

この規約は平成20年3月20日から施行する。

この規約は平成20年6月18日から施行する。

この規約は平成21年3月1日から施行する。

この規約は平成22年3月3日から施行する。

この規約は平成24年2月11日から施行する。

この規約は平成27年4月1日から施行する。

この規約は令和元年6月21日から施行する。

この規約は令和2年6月30日から施行する。

この規約は令和3年3月31日から施行する。

【 別 表 】（第23条関係）

水質専門部会
参加協働専門部会